

平成 28 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 2 回定例会会議録

平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会会議録

平成28年8月25日（木）午前10時開会

出席議員 13人

1番	釘	丸	久	子
2番	石	井	芳	隆
3番	沼	田	幸	一
4番	高	田		浩
5番	寺	岡	まゆみ	
6番	高	橋		豊
7番	田	口	孝	男
8番	小	島	総一郎	
9番	小	倉	英	嗣
10番	佐	藤		茂
11番	佐	藤	り	え
12番	藤	田	義	友
13番	川	瀬	正	行

欠席議員 なし

説明のための出席者

管 副 副 会 会 事 事	管 管 管 計 計 務	理 理 理 管 理 課 局 次	者 者 者 者 長 長 長	小 小 大 霜 平 吉 川 庄	林 野 澤 矢 島 野 崎 田 司	常 明 宏 亮 直 富 雅	良 豊 夫 美 二 幸 夫 一
---------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---	---------------------------------	--------------------------------------

事務局出席者

書 書	記 記	大 小 瀬	貫 村	秀 伸	行 一
--------	--------	-------------	--------	--------	--------

議 事 日 程

- 1 会期の決定
- 2 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 3 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	寺 岡 まゆみ	(1) ごみ中間処理施設について ア 施設建設について (ア) 事業者の選定方法とスケジュールは。 イ 整備・運営・維持管理について (ア) DBO方式採用の理由は。 ウ 災害対策の機能について (ア) 整備する点は何か。	6

- 4 議案第5号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について
- 5 議案第6号 監査委員の選任について
- 6 議員派遣について

議 長 諸 報 告

- 4月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（3月分）
- 5月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（4月分）
- 6月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（5月分）
- 7月19日 平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 7月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（6月分）
- 8月4日 議会運営委員会委員長から、平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会の運営について、答申があった。
- 8月10日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会招集通知があった。
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会提出議案の送付があった。
議案第5号 1件
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
- 8月12日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。
- 8月18日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会追加提出議案の送付があった。

本日の付議事件

1 議事日程に同じ

日程
追加 副議長辞職の件

日程
追加 副議長の選挙

2

く 議事日程に同じ

6

○沼田幸一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会を開会いたします。

ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。釘丸久子議員、石井芳隆議員にお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

○沼田幸一議長 日程1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

(川瀬正行副議長退席)

午前10時02分 開議

○沼田幸一議長 再開いたします。

ただいま川瀬正行副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、「副議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○沼田幸一議長 「副議長辞職の件」を議題といたします。

まず、その辞職願を書記に朗読させます。

○大貫秀行書記 朗読いたします。

「 辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成28年8月25日

厚木愛甲環境施設組合議会副議長

川瀬正行印

厚木愛甲環境施設組合議会議長殿

」
以上です。

○沼田幸一議長 お諮りいたします。川瀬正行副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって川瀬正行副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

(川瀬正行議員復席)

○沼田幸一議長 お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となりましたので、この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○沼田幸一議長 「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決しました。

副議長に小島総一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました小島総一郎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま指

名いたしました小島総一郎議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました小島総一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、新副議長からご挨拶があります。

○小島総一郎新副議長 ただいま議員の皆様方にご推挙いただき、副議長の要職を務めさせていただくことになりました小島でございます。

組合の事業につきましては、昨年度、中間処理施設の基本計画がまとまり、今年度から具体的な検討を進めているものと認識しておりますが、そういった状況の中で組合議会の副議長を拝命し、責任の重さを感じているところでございます。今後は沼田議長を補佐し、組合議会の円滑な運営に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力をお願いしまして、就任の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○沼田幸一議長 前副議長からご挨拶があります。

○川瀬正行前副議長 副議長退任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

副議長在任中は、温かいご支援、ご協力をいただき、まことにありがとうございました。1年間ではございましたが、議長の補佐役として、組合の発展のために、また、円滑な議会運営のため、精いっぱい務めさせていただきました。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○沼田幸一議長 日程2「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付してありますとおり調査を願うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○沼田幸一議長 日程3「一般質問」を行います。

通告に従い質問を許します。寺岡まゆみ議員。

○5番 寺岡まゆみ議員 おはようございます。それでは質問をさせていただきます。

厚木市、愛川町、清川村による一般廃棄物の広域処理を進める厚木愛甲環境施設組合が平成16年4月に設置され、平成19年3月には中間処理施設整備基本構想が定められ、焼却施設及び粗大ごみ処理施設の設置が決定し、その後、平成26年2月に厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会が発足されました。

組合の設立から10年以上が経過する中で、ごみ処理施設を取り巻く環境は大きく変化し、技術革新により、環境汚染物質の排出抑制など、環境への負荷は低減されています。また、これまで最終処分場への埋め立てとしていた焼却灰は、資源化し、再利用が進み、当組合におきましても最終処分場の設置が見送られました。焼却余熱を利用した高効率発電技術も確立され、施設建設費の国からの補助金交付要件となっています。また、東日本大震災の教訓から、これから建設される施設には、災害廃棄物一時保管場所の整備や、避難所機能を持たせた地域の防災拠点としての役割などが求められています。

ことし1月からのパブリックコメントの実施を経て、3月には、ごみ中間処理施設整備基本計画が策定されました。今後、環境影響評価や都市計画決定などを経て、いよいよ施設建設が着手されます。整備基本計画において、焼却方式は熔融機能を有しないストーカ炉プラス灰資源化方式、炉数は2炉と決定されました。施設基本設計の後、事業者選定、建設工事に至るわけですが、事業者選定の方法と要求水準等について伺います。

また、ごみ処理施設の整備・運営・維持管理における事業方式を、公共が主体となり施

設を設計し、建設と施設の運転業務、維持管理及び点検をSPC——建設事業者が主体となり設立した特別目的会社——に委託する公設民営方式のDBO方式としましたが、その選定理由は何か伺います。

最後に、新施設は災害対策の機能を持たせた施設とし、基本設計の中で具体的な検討を行うとしていますが、避難所機能や災害備蓄倉庫など、地域の防災拠点となる施設となるのか、お尋ねいたします。

以上、質問をまとめます。

(1) ごみ中間処理施設について

ア 施設建設について

(ア) 事業者の選定方法とスケジュールは。

イ 整備・運営・維持管理について

(ア) DBO方式採用の理由は。

ウ 災害対策の機能について

(ア) 整備する点は何か。

以上、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○小林常良管理者 皆さん、おはようございます。ただいま寺岡まゆみ議員から、ごみ中間処理施設について、施設建設について、事業者の選定方法とスケジュールはどのお尋ねでございますが、新施設の建設事業者につきましても、環境省が定めた「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」に基づき、価格以外の要素も考慮する総合評価落札方式により選定してまいります。なお、事業者の選定作業は、平成31年度から実施する予定でございます。

次に、整備・運営・維持管理について、DBO方式採用の理由はどのお尋ねでございますが、昨年度、ごみ中間処理施設整備基本計画を策定する中で、ごみ中間処理施設整備検討委員会においての専門的なご意見や他自治体の状況などを踏まえ、総合的に検討した結果、DBO方式を採用することといたしました。

次に、災害対策の機能について、整備する点は何かとのお尋ねでございますが、新施設の建設に当たりましても、施設整備の基本方

針に沿い、電力や熱を供給する機能など、災害時における地域の防災拠点となるよう整備を進めてまいります。

○5番 寺岡まゆみ議員 ご答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問させていただきますけれども、先に整備・運営・維持管理について伺います。

DBO方式を採用していくということでございますけれども、その辺の理由を教えてくださいたいんです。まず、近年のほかの自治体の状況というのはどういったものなのか。また、このDBO方式を採用することによって、組合というか、公の自治体にとってどういった点が有利であるのか、その点をお願いいたします。

○川田富夫事務局長 DBO方式の採用ということですが、メリットとしましては、設計から建設、維持管理まで、一括して契約するような方法でございますので、分割するよりはトータル的に安価、コストを削減することができるところがメリットだと考えております。

また、近隣の状況につきましても、平成22年ごろからはほとんどDBO方式を採用している状況でございます。近隣では平塚市、高座清掃施設組合、藤沢市。平塚市もほとんど似たような形でございますが、あと東京都ではふじみ衛生組合という、三鷹市と調布市で組織している組合がございます。あと西秋川衛生組合、こういったところが近隣では採用している状況でございます。

○5番 寺岡まゆみ議員 それから、運営・維持管理の契約期間なのですが、何年くらいとしていくのか。また、倒産とか不測の事態が生じた場合にどうしていくかということと、それから、焼却施設に故障などが起きた場合の修理の負担はどこがするかとか、経年劣化などによる故障などの場合とか、期間の規定が設けられるのか、いわゆるリスク分担についてはどうお考えでしょうか。

○川田富夫事務局長 まず期間につきましても、基本計画でも検討しておりまして、基本的に15年から20年という期間で考えておりま

す。これは、ごみ焼却施設が15年ぐらいで大體設備の更新を行うというところがありまして、15年から一気に劣化が進んでいくという考えのもと、一般的にそのぐらいの期間を採用しております。

また、倒産というような事態ということでございますが、倒産に至るまでに、会社の経営状況を把握することが重要だと考えております。事業の実施状況を報告させるとか、また、公認会計士の監査を経た財務状況などの報告を求めたり、そういうことでモニタリング等を実施しながらやっていくことが重要だと考えております。もし倒産してしまうような事態となると、やはりそういう運営をできる技術者を持っているプラントメーカーにかわっていただくようなことしか想定ができませんと考えています。

事業を実施していく段階におきましていろいろな問題が出てくるというふうに考えておりますので、先ほどリスク分担というお話をいただきましたが、当然税の改正であったり物価の変動、また施設内での事故とかそういうことに対して、原因等を追求しながら、どちらが負担するか、そういうリスクをある程度明確にして事業を実施していくというふうな考え方でございます。

○5番 寺岡まゆみ議員 わかりました。やはりでき上がった後も、組合のほうとしてはしっかりと監視していかなければいけないということをお願いしたいと思います。

具体的な職員の配置についてなのですが、私たちが昨年視察に伺った富士山エコパーク焼却センターは、組合職員は3人が常駐されていて、モニタリング等を行っていらっしゃいました。計量業務は民間に委託して、運転業務などは民間、いわゆるSPCのほうから30人程度来られるという形だったのですが、本組合の場合、職員の配置をどう考えていらっしゃるのか伺います。

○川田富夫事務局長 実際、運営に入る段階でございますと、民間の方々に運転、また技術者の配置もお願いするというふうな体制をとらせていただきたいと思います。組合と

しては民間の方々に委託している立場でございますので、その運営状況等を常に把握する必要があると思います。技術面でもそういった面である程度把握をしなくてはならないと思いますので、施設に所在を置くかどうかわかりませんが、組合職員がその中に入って、常に監視できるような体制をとっていきたいと考えております。

○5番 寺岡まゆみ議員 それで今後、有資格者、いわゆる廃棄物処理施設技術管理者というのが必要になってくるわけですが、これは今、当組合の中ではいらっしゃらないので、業者のほうから来ていただくような形になるかと思うのですが、これは常駐は必要ないのでしょうか。

○川田富夫事務局長 現在、厚木市の環境センターにボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、こういった方がいらっしゃって、常時運転を責任を持ってやっている状況でございます。そういった技術者の方の配置が必要ということは聞いておりますので、その分については今回、DBO方式の中では民間の方にやっていただくということで考えておりますが、将来的には、監視していく立場とすると、組合としてもそういった技術者、ある程度知識がある者が監視する体制が必要だと考えております。

○5番 寺岡まゆみ議員 ぜひ組合の中でも、そういった技術者の方を育成していくような形もとっていただけたらと思います。

それから、基本的なことなのですが、ごみの受け入れ、例えば事業系のごみの受け入れとか、粗大ごみの受け入れなどの価格設定とか受け入れ時間とか、そういったものは組合で決定するという形で考えてよろしいのでしょうか。

○川田富夫事務局長 価格とか、そういった費用に関する部分については、組合が設定しなければならない部分だと考えています。ただ、運営面での受け入れ時間、そういったものについては業者の、よりサービスを高めることを目的に、今後の要求水準書の中で決めていくことになっていくかと思っております。

○5番 寺岡まゆみ議員 ぜひ利用する市町村民等が本当に利用しやすい、そういった施設を考えていただきたいなと思います。

それから次に、これからいよいよ事業者を選定していくわけですが、本年度から施設基本設計を行うわけですが、その作成というのは組合で行っていくのか、その専門部会等がかかわっていくのか、いかがでしょうか。

○川田富夫事務局長 今回、組合で、環境アセスの関係と基本設計の関係を4年間という形で発注させていただいております。この中でコンサルタントがある程度、専門的な知識の中で設計のほうを進めていくということになるかと思いますが、そういった中で、今回、学識経験者、また環境施設に携わっている職員の方が組織しているごみ中間処理施設整備検討委員会の中に専門部会がございますので、その中で節目、節目でご意見を聞いていく形になるかと思っております。

○5番 寺岡まゆみ議員 事業管理者のご答弁にもありましたけれども、平成31年ごろから事業者の選定に取りかかるわけですが、総合評価落札方式を導入する理由は何かということと、また、公告の際に提示する要求水準書及び事業者選定基準というのは、整備検討委員会等で作成していくのでしょうか。

○川田富夫事務局長 総合評価方式というこの選定方法なのですが、価格と価格以外の要素、機能とか性能とか資源循環、またエネルギーの回収とかそういったことについて、ある程度事業者から提案いただきます。プラントメーカーでも最新で最良な提案をしてくると思いますので、いいものを安くというところが特徴かなと考えておまして、そういった意味で総合評価方式というのは環境省からも推奨されております。

要求水準書につきましては、今回、業務委託の中で、ある程度の基本設計ができていく中で、素案としてはつくっていきます。その後、最終的には環境アセスも終わって、基本設計も終わって、その要求水準書をもとに、今度プラントメーカー側とある程度意見交換

をしながら、最終的な要求水準書というものを作成して、事業者を選定していく流れになると思います。その過程において、要求水準書の技術的な部分については、先ほどの専門部会、そういったところにご意見を聞きながらつくるような流れになると思います。

○5番 寺岡まゆみ議員 それで、対象となるプラント企業が何社ぐらいあって、国内の企業を対象にしていくのか。また、そういったプラント会社というのは技術水準などに差があるのでしょうか。

○川田富夫事務局長 メンテナンス、そういった面からも、基本的に国内を考えております。外国で建設されているようなところは、事例としては余り見受けられない状況でございます。プラントメーカーとしましては、日立造船、タクマ、厚木市でもやっている荏原、あと三菱重工、IHI、神鋼というあたりがプラントメーカーとしてやっているところです。特に違いというのは、非常に技術的な面でございますので、具体的にどういう部分というのは、今後、各社が最新技術を持って提案してくるところを採用していくような形になるかと思っております。

○5番 寺岡まゆみ議員 私は、公募時の要求水準書の作成というのが非常に重要になってくるのかなと思っています。平成31年ごろから事業者選定となっているので、それまでの間に最新の技術情報収集を行っていただいて、検討を重ねる必要があると思っております。というのも、平成18年のときには、そのころの焼却方式は熔融炉というのが先進的だということで、取り入れるというふうに一旦決定してしまして、建設予定地の変更などで非常におくれたことによって、かえって逆に熔融炉というのが全国的にも採用しているところで事故が起きたり、コストも非常にかかるというようなことで、今回新たに熔融炉方式はとらない形で決定されました。

また、焼却灰も、埋め立てが当たり前となっていたところが、どんどん資源化できるんだということに変わりまして、日々技術革新が進んでいる中で、今、平成28年ですけれど

も、平成31年からの事業者選定の中で、それまでの間にまだまだ技術革新というのが、日本の場合、もう本当に進んでいるのではないかと考えます。そういったものに関して、決定はしたけれども実はもっと新しいものができ上がっていたということに危惧しますので、ぜひこの公告時の要求水準書という部分と業者からの聞き取りというものは、本当に力を入れていただきたいなと思います。その点、いかがでしょうか。

○川田富夫事務局長 今、寺岡議員がおっしゃられたとおり、ここは非常に技術革新が進んでいると私も認識しております。そういった技術のよりどころといいますと、全国都市清掃会議という情報が結集しているところがございますので、そこからの情報収集もありますし、また研修等も行われておりますので、職員の知識も向上させていきたいと考えております。専門部会においても学識経験者の方、プラントの施設等を管理している組織の方が所属されておりますので、そういった情報もいただけたらと考えております。

○5番 寺岡まゆみ議員 それでは最後に、災害対策の機能について伺いたいですけれども、基本方針の中では、地域の防災拠点となる施設を踏まえて、災害対策の機能を持たせていきますということで、例えば避難所機能を持たせたり、災害備蓄倉庫を持つていくというふうに書かれておりますけれども、この規模というのはどのような感じで考えておられますでしょうか。

○川田富夫事務局長 今回、焼却施設ということで、災害時にも稼働できるような耐震機能を備えた施設ということで整備します。その中には電気も発電している状況もございますので、その中で活用できるような部分を災害対応として整備したいと考えておりますので、見学用につくる会議室が避難場所とか、そういうふうな対応等を考えております。

○5番 寺岡まゆみ議員 わざわざ避難場所というものをつくる必要はないと思うので、今おっしゃったような見学で待機していただくような部屋を、ここはいざというときに避

難場所に使うことができるんだとか、そういったような形でとっていただいて、地元の方たちのご意見等も聞きながら進めていただきたいと思いますけれども、熱の供給ができる場所でもありますので、例えば仮設のお風呂だとか、そういったものも、もしかしてできたらいいのかなというようなことも、ちょっと考えたりもしております。

最後になんですけども、通常、供給設備の中でお水を使うんですけども、あそこの金田の場合は工業用水というのが近くにないので、いわゆる一般的な県営水道の利用ということになっていると伺っていますけれども、その建設予定地は地下水のくみ上げ規制区域のために、いわゆる地下水は利用できない。ただ、非常時のことを考えますと、井戸とかを掘っておく必要も出てくるのではないかと考えるのですが、その点はいかがでしょう。

○川田富夫事務局長 災害時を想定しますと、水の供給というのは重要なことと考えております。この地域は、先ほど寺岡議員がおっしゃられたように、地下水採取の規制区域になっております。これは神奈川県で定めております許可基準とか、また、そういった県の指導のもと、災害時についてはある程度優遇していただけるということ聞いておりますので、井戸の設置についても今後検討していきたいと考えております。

○5番 寺岡まゆみ議員 ありがとうございます。最後になりますけれども、全協で私が、ごみ中間処理施設整備検討委員会メンバーの学識経験者の経歴とか携わってきた施設などを知りたいと質問し後で資料をいただいたのですが、私たち議員というのは、技術の部分に関しては全く素人です。どんなに勉強しても、またインターネットが普及していろいろな情報が得られるとは言っても、でき上がったものの情報というのは入ってくると思うのですが、実際今進んでいるものに関しては、やっぱりそれは基本、専門の方にゆだねるしかないなと思ってますので、そういった専門部会のメンバーとい

うのは非常に重要なのかなと思ったので、どういった経歴をされて、今実際どんなところに携わっていらっしゃるのかをお尋ねしたかったところなのです。

これから私たち議員、そしてまた組合の職員の皆様も、いよいよ本当に大変な時期に、具体的などころに入ってきますので、先ほど局長もお話しされていましたが、いろんな技術革新の部分であったり、実際に今稼働している施設の状況とか、そういったものを日々、本当に細かく情報収集していただきながら、そして少しでもよりよい施設が建設できるように、決して安い買い物ではないので、そういった点で積極的に努めていただきたいことをお願いして、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○沼田幸一議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

○沼田幸一議長 日程4「議案第5号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第5号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添の審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただくため提案するものでございます。

平成27年度の厚木愛甲環境施設組合会計の歳入歳出決算につきましては、歳入決算額が8656万3227円、歳出決算額が8107万2017円で、歳入歳出差引額は549万1210円となりました。

歳入では、構成市町村からの分担金及び負担金が歳入全体の98.7%を占め、次いで繰越金が1.3%となっております。

また、歳出では、派遣職員給与費などの総

務費が歳出全体の93.7%を占め、次いで衛生費が4.8%、議会費が1.5%となっております。

具体的な事業といたしましては、厚木愛甲地域におけるごみの広域処理の取り組みについて定めた厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の改定作業を行ったほか、循環型社会形成推進地域計画の第3次計画を策定いたしました。

また、ごみ中間処理施設につきましては、学識経験者や構成市町村職員などから成るごみ中間処理施設整備検討委員会において、施設配置や動線計画、焼却方式などの検討を行ったほか、同委員会の提言を踏まえて施設整備基本計画を策定いたしました。

以上、概要をご説明申し上げましたが、既に提出いたしております「歳入歳出決算事項別明細書」及び「決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」のとおり、多くの成果を上げることができたものと考えております。

なお、監査委員の審査意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも財源の効率的な活用を図り、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○沼田幸一議長 質疑に入ります。なお、質疑の際はページをお示しください。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程4「議案第5号 平成27年度厚木愛甲環境施設組合会計歳入歳出決算について」は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり認定

されました。

○沼田幸一議長 日程5「議案第6号 監査委員の選任について」を議題といたします。

この際、小倉英嗣議員を除斥いたします。

(小倉英嗣議員退席)

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第6号 監査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、本組合監査委員のうち、組合議会議員から選任させていただいておりました釘丸久子監査委員から退職したい旨の願い出があり、これを承認いたしましたことに伴いまして、後任の委員として、行政各般にわたり豊富な知識と経験をお持ちの小倉英嗣議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び厚木愛甲環境施設組合同規約第11条第2項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○沼田幸一議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程5「議案第6号 監査委員の選任について」は同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は同意することに決しました。

小倉英嗣議員の除斥を解きます。

(小倉英嗣議員復席)

ただいま監査委員選任の同意がありました小倉英嗣議員からご挨拶があります。

○小倉英嗣新監査委員 ただいま皆様方のご

同意によりまして、厚木愛甲環境施設組合の監査委員の選任をいただきました小倉英嗣でございます。

地方自治における監査の重要性につきましては、以前にも増して大きくなっているものと認識いたしているところでございます。今後、施設整備に向けた事業が進捗する中で、事務処理も多様化してまいりますので、監査の充実が重要な役割を担ってくるものと考えているところでございます。

職務の遂行に当たりましては、公正な立場から職務を全うする所存でございますので、皆様方の温かいご指導とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○沼田幸一議長 前監査委員の釘丸久子議員からご挨拶があります。

○釘丸久子前監査委員 監査委員退任に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

昨年の8月議会におきまして皆様のご同意をいただき、監査委員に選任されて以来、この1年間、職責を全うするために一生懸命頑張ってまいりました。代表監査委員の伊従委員と一緒に、協力、協調しながら厳正な監査業務を執行できましたこと、これもひとえに皆様方のご協力があったからだと思います。心より感謝の意を申し上げます。

この1年間は、厚木愛甲環境施設組合の施設建設に向けての方向性が確立していったときでありました。監査内容につきましては、特に大きな指摘事項もなく、今後とも厳正かつ的確な事務処理と、そして予算の執行に努めていただきたいと考える次第でございます。

最後になりますが、これからの厚木愛甲環境施設組合のますますの発展、そして皆様方のご健勝を祈念いたしまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○沼田幸一議長 日程6「議員派遣について」を議題といたします。

本件につきましては、焼却残渣資源化事業等に関する調査のため、東京たま広域資源循環組合に11月4日の1日、全議員を派遣することについて、会議規則第144条の規定により承認を求めるものであります。

お諮りいたします。本件について、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○沼田幸一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして平成28年厚木愛甲環境施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午前10時46分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 沼 田 幸 一
議 員 釘 丸 久 子
同 石 井 芳 隆